

個別対話 質問回答書	
件 名 うるま市道路・公園包括維持管理業務(第1期)	
実施日 令和7年4月15日(火)	
回答日 令和7年4月21日(月)	
質問事項	回答事項
作業は、JVの構成員の作業員が行うことで法律上も問題ないか。	協定に基づく役割分担に従って、JVの構成員の作業員が実施することで問題ない。ただし、協定上でA社の役割になっている作業を、役割分担がないB社の作業員が実施することは認めない。
JV内での役割は重複しても良いのか。	役割は重複しても問題ないため、複数の構成員で対応する想定のある作業は、作業予定の事業者の役割分担として記載すること。
役割分担はどのように記載すればよいのか。	業務説明資料「要求水準書」p8に記載の業務項目や工種を参考に記載することで問題ない。
JV内での役割分担が業務途中に変わった場合はどうするのか。	JV内の役割分担は契約後であっても変更可能である。協定の内容に変更がある場合は、委託契約書(案)第1条19に基づき、事前に市の承諾が必要である。
最低出資比率は設けているか。	設けていない。
小額修繕契約の金額の目安としている少額随意契約の基準額が130万円から200万円に引き上げられるが、道路維持修繕業務と公園維持修繕業務の1件当たりの金額に変更はないか。	本件では当面変更はない。
台風が多い等の理由により、委託金額を使い切ってしまった場合はどのようにすればよいのか。	毎月のモニタリングで市と協議のうえ、使い切ることをしないよう対応の優先度を検討しながら業務を進める。また、委託契約書(案)に災害等の不可抗力の場合は協議と記載している。本業務の中で対応するか別業務として発注するかは協議する。
管理事務所や資材置き場として利用可能な敷地はあるか。	対象区域内にある安慶名中央公園等の敷地や施設の利用は協議が可能である。ただ

	し、うるま市都市公園条例に基づき、市と協議のうえ使用料を支払う必要がある。管理事務所やカラーコーン等の簡易な物置場としての利用を想定する。
各業務の実施責任者や統括業務責任者として配置する技術者は、本件以外の他業務と兼任可能か。	本件では専任を求めている。
各業務の実施責任者や統括業務責任者として配置する技術者は、最低何名か。	共同企業体（3者以上10者以内）または事業協同組合（組合員4者以上）としているが、配置技術者は兼任を含めて最低2名の配置を求める。技術者要件はプロポーザル方式実施説明書p5参照。
対象区域内において、下水道管(埋設管)等の業務範囲外の箇所が原因で何度も補修が必要な場合はどのように対処するのか。	応急処置は対応いただく必要がある。ただし、原因究明やそれに基づく措置が必要な場合は協議のうえ、別途発注を検討する。
夜間や休日の対応は求められるのか。	原則含めない。
管理事務所に常駐する必要があるか。	技術者の常駐は求めているが、窓口業務には対応いただく必要がある。
窓口業務は市民からの問い合わせに対して民間事業者が直接対応するのか。	民間事業者が直接対応する。事業開始直後は市への問い合わせも多いと予想しているが、市でもJVの窓口にお問い合わせいただくように案内する。 ただし、本業務範囲外や市への直接要望であれば、市で対応する。
公園維持管理業務では、トイレトペーパーも事業者で用意するのか。	その通りである。シルバー人材センターや福祉作業所が年間対応している公園以外は、トイレトペーパーの補充も含め対応する。
巡回は毎日実施するのか。	実施要領[要求水準書別紙4]p4に定める頻度を目安に実施することにより。

(以上)